

第34回世田谷区農業委員会総会

日：令和8年5月25日（月）

場所：三軒茶屋しゃれなあとホール スワン・ビーナス

第34回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和8年5月25日（月）午後3時から

開催場所：三軒茶屋しゃれなあどホール スワン・ビーナス

出席の委員：会長 宍戸幸男、矢藤茂、井出孝行、後藤宏、高橋哲也、清水希悦、吉村喜代隆、細井誠一、長島丈、高橋光正、森安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、中塚さちよ、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、荻部嘉也、高橋拓司

出席の職員：事務次長 吉田健彦、主事 北川祐人、主事 下田亮太、主事 藤田遼二

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案の審議

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

- ・農地法第3条について

【該当無し】

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について

- ・農地法第4条について
- ・農地法第5条について

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

5. 協議事項

(1) 令和8年7月の総会日程（案）について

(2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について

(3) 農地パトロール期間の変更について（案）

6. 報告事項

(1) 令和7年度農業委員会最適化活動の点検・評価について

(2) ふれあい農園の開催について

(3) 「東京都農業施策に関する要望事項等」について

7. その他

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、出席予定の皆様おそろいのようなので、始めさせていただきます。ただいまより第34回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1とNo.2、第3号議案の資料がNo.3、協議事項の資料といたしましてNo.4、No.5、No.6、報告事項の資料もNo.7、No.8、No.9と3つございます。また、別添資料といたしまして、せたがや営農だより128号、令和8年度東京都の農業支援策、これからの東京農業の働き方ガイドラインの3つをお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 （会長、挨拶）

議事に入る前に、本日は、浦野美枝子職務代理、植松智委員、高橋拓司委員、荻部嘉也委員の4名が欠席となっております。ご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、後藤宏委員、森安一委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理のため、報告のみとなります。

今月は、農地法第4条が1件、第5条が2件あります。

この件について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 農地を住宅等にする場合には農地法第4条、農地を農地以外のものにする場合で所有権移転等を伴う場合は第5条の手続が必要です。いずれも本来は都知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地では届出制となっており、会長の専決処分でもあるため、事務局からの報告のみとなります。

資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号8-4-1。（事務局より、申請内容について説明） 続いて、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号8-5-2。（事務局より、申請内容について説明）

続いて、資料No.2-2をご覧ください。

受付番号8-5-3。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 ただいま報告いたしました3件について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-3をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明) ○宍戸会長
この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-4をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5 件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-5をご覧ください。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（哲）委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和8年7月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4、令和8年7月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回、6月総会につきましては、令和8年6月29日月曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階第5委員会室で開催が決定しております。

令和8年7月の開催日時につきましては、7月23日木曜日午後4時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階会議室での開催を予定しております。

こちらについてご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○穴戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.5、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。2件ございまして、2件とも主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。5月1日付で買取り申出が受理され、東京都及び世田谷区に照会をかけましたが、買取りの希望、必要性なしの回答がございましたので、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第となっております。

以上、ご確認をお願いいたします。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようなので、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

次に、(3)農地パトロール期間の変更について(案)を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6、農地パトロール期間の変更について(案)をご覧ください。例年、6月総会において農地パトロール期間について協議をしておりましたが、6月では周知が間に合わなくなる可能性があるということで、実施時期の変更についてご協議いただきたく、案を出させていただきました。

世田谷区農業委員会では、例年は9月1日から10月20日を農地管理推進月間として、担当地区のある農業委員の皆様には農地パトロールをお願いしております。今回の変更案について、記書きの1、実施期間の変更後のところに記載がございます。今回の変更案は、10月1日から11月20日までと期間を1か月後ろ倒しする案となっております。これに伴って、農地パトロール結果の総会での報告は11月総会を想定しております。

2の変更理由の項目ですが、昨年度の農業委員会総会でも複数の委員からこの期間についてご意見をいただいております。都市農業課にも複数の農家さんから個別でもご意見をいただいております。そのいただいた意見の内、2つをまとめて挙げております。

(1)の農作業との重複回避の視点では、夏野菜の収穫時期と、パトロールに備えるための除草作業の時期の重なりにより、農業者の負担が大きくなっていることを挙げております。

また、(2)の猛暑下における安全確保の視点では、昨今の厳しい暑さの中、8月の除草作業や9月に農地調査を行うこと自体が、農業者、農業委員双方の安全対策、熱中症予防の観点から望ましくないということで、理由に挙げさせていただきました。

また、その他の記載には、除草作業依頼の視点からも事情がございまして、特に夏季は豪雨等により作業が進みませんで、委託業者等の発注が滞るということが増えているそうです。また、依頼数も年々増えていると伺っておりますため、こちらの観点でも、発注側、受注側双方の負担が軽減されるということで、副次的な要素として挙げさせていただきました。

なお、変更後の期間の周知は例年どおり7月発行の営農だよりで行わせていただきます。そして、東京都の農地保全・利活用推進月間というものがございしますが、そちらとの関係、パトロール結果を東京都にも報告をしておるのですが、そちらの期間も1か月後ろ倒しで問題ない旨、確認しておりますので、そちらも併せてご協議いただけたらと思います。

説明は以上となります。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 それでは、農地パトロール期間の変更について(案)は、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○穴戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)まで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 項目が多くて大変失礼します。次第6の報告事項についても3件ございまして、3件続けて説明をさせていただきます。

資料No.7、令和7年度農業委員会最適化活動の点検・評価についてをご覧ください。農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、各々の活動について、毎年目標を設定し、翌年度に点検・評価結果を公表することとなっております。令和7年度の最適化活動の実施状況につきましては、資料の2ページから5ページに記載のとおりとなります。

2 ページの 1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積と(3)新規参入の促進の 2 項目については、市街化区域では設定が不要となっている項目でございます。一方、下段の(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、世田谷区内に遊休農地はなく、その状態を維持できていることから、この状態の維持を目指すものとしております。

また、4 ページに移っていただきまして、大項目 2、最適化活動の活動目標につきましては、(1)の最適化活動を行う日数目標が東京都農業会議により月 6 日に統一されており、そのとおりの記載となっております。(2)活動強化月間の設定と(3)新規参入相談会への参加につきましては、市街化区域は対象外とのことです。

これらを踏まえまして、点検・評価結果について、目標に対して期待どおりの結果が得られたものと評価をしております、こちらで提出をさせていただいております。

続きまして、資料No.8をご覧ください。報告事項の 2 つ目は、ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」「2 種野菜の収穫」の開催と、裏面のふれあい農園「夏野菜の収穫」「えだまめの収穫」の開催についてです。内容につきましては資料のとおりとなりまして、周知方法につきましても、それぞれ 6 月 1 日及び 15 日発行の「区のおしらせ」、区のホームページにてご案内をさせていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

3 件続けてで申し訳ございません。資料No.9をご確認いただければと思います。こちらは先月の総会でも案をお示しし、5 月 13 日水曜日までにご意見をとお伝えしていた東京都への要望事項でございます。その際は、事務局取りまとめの上、会長に一任いただくことを決議していただいております。

委員の皆様からは特にご意見がございましたが、裏面の 2 項目をご確認下さい。こちらについては、会長と事務局で、昨年度農家より改善の声が多かった 2 項目について追加をさせていただいております。一つが農作物のネズミ被害対策について、もう一つが生産緑地における物置・倉庫等にかかる制限への見直しについてということで、これは既に口頭では東京都に要望している事項ですが、こちらの農業委員会の要望の中にも入れさせていただきます。

こちらの要望について、本日開催されている、浦野職務代理、梅原事務長出席の農業委員会地区別広域連携会議において提出、説明をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、来年度に向けて東京都に対する特段の要望事項がございましたら、来年度の協議事項に上げてまいりたいと考えておりますので、事務局までご連絡いただければと思いま

す。

以上、3件続けてですが、報告事項は以上となります。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 最後の生産緑地法施行令の一部改正というのは、いつ行われて、どういうふうに改正されたのか、教えてもらえませんか。

○事務局 こちらが令和7年5月1日施行で、施行令の一部を改正する政令というのが出ていまして、改正されました。

生産緑地における農業用施設の設置が、これ以前は90㎡未満は許可不要と取れるような文言だったものが、その行為制限の対象外となっていた文言がなくなってしまって、面積にかかわらず許可要という解釈に変わるような施行令になりました。

これに伴いまして、我々は90㎡未満については判断をしていなかったのですが、許可を出す側になってしまいまして、法的にどういったことが問題になるかを調べておりました。小規模な施設であっても屋根があるものは建築物であると、そこから、建築基準法及び用途制限があることを考えると、畑であっても住居専用地域に建てるとなるととても障害が大きいということが分かってまいりまして、東京都に要望をしているところでございます。

○真鍋委員 今の建築基準法等の問題で新しいものが今はできないと。この施行令では、どういう意図でこうしたのか分からないけれども、例えば生産緑地の直売所のマップであるとか、いろんなものをやっている世田谷区として、そういう見通しで動いておられるんですか。

○事務局 改正の意図について東京都農業会議と推測するところでは、市部ですとか、調整区域もあるようなところの生産緑地の方で何か違反事例があって厳しくなってしまったのではないかと。とはいえ、我々のような住宅地に囲まれている中で農地を維持していきたいと言っている自治体には大変大きな障害になりますので、こちらは設置が実質可能となるように関係法令の方から改正していただかないと、区の建築部門でも、法令でいってしまうと建てられないことになってしまうので、そのあたりを要望しているところです。

○宍戸会長 この件について、ほかにはご意見はございますか。

○井出委員 今ので、小規模であれば、要するに区長の許可があれば作ってもいいということなんですかね。トイレ含むと書いてありますよね。

○事務局 トイレも平米数でいうと大変小さいかと思いますがけれども、それも本来は建てるのが難しい。建てられない訳ではないのですが、例えば住居専用地域に建てるのに、近

隣の方への説明ですとか公聴会を開かなければならないという大げさな話になってしまうようです。住宅の方は、物置とかは住宅を建てる時に一緒に申請すれば建つということになっていて、単独では建てられないという住宅の理屈が住居専用地域の中にある畑にも適用されるという解釈になってしまうそうです。

○井出委員　ということは、できない。

○事務局　はい。あとは、建築の部門のお話では、140cm以下の物置については許可不要というような扱いになるそうで、ただ、農機を入れるような倉庫で高さ1m40cm以下の物置というのでは、とても求めている農業用倉庫は建てられないかと思いますので、それ以上のものも建つようにということで要望をしています。

○井出委員　今、区でもこうやってふれあい農園をどんどん進めていますよね。人を集めていますよね。当然トイレは必要ですよ。

○事務局　特にこれからは、コミュニティ農園ですとか、それこそ農福で障害者の方をお呼びするとかお子さんをお呼びするという意味では、特に休憩場（トイレ含む）と書かせていただきますが、トイレを建てたいところではあるので、そこに関してもお願いは続けていこうと考えております。

○宍戸会長　ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ほかにご意見がないようですので、以上で次第6、報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他について何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　特にないようですので、案件は全て終了となります。

それでは、閉会の挨拶を池田鏡一委員にお願いしたいと思います。池田委員、よろしくお願いいたします。

○池田委員　（挨拶）

この議事録は、令和8年5月25日（月）開催の第34回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員